

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

平成二十四年四月二日（火曜日）（未定稿）

午前十時開会

○委員長（尾立源幸君） ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、玉置一弥君、金子洋一君及び川上義博君が委員を辞任され、その補欠として蓮舫君、安井美沙子君及び松浦大悟君が選任されました。

○委員長（尾立源幸君） 財政及び金融等に関する調査のうち、金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件を議題といたします。

本日は、本件について参考の方々から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、A I J投

資顧問株式会社代表取締役浅川和彦君、アイテイー・エム証券株式会社代表取締役西村秀昭君、株式会社東京年金経済研究所代表取締役石山勲君及び栃木県建設業厚生年金基金理事長渡邊勇雄君でございます。

なお、参考人として本日出席を求めておりましたA I J投資顧問株式会社取締役高橋成子君につきましては、体調不良のため本日出席できない旨の申出がございましたので、御報告申し上げます。この際、参考の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございました。

皆様から御意見をお述べいただき、今後の調査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、浅川参考人、西村参考人、石山参考人、渡邊参考人の順序でお一人三分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、まず浅川参考人にお願いいたします。浅川参考人。

○参考人（浅川和彦君） 浅川でございます。前回の衆議院財務金融委員会に引き続きまして、参議院財政金融委員会に発言をいただきまして、感謝いたしております。

私どものA I Mグローバルファンドを買っていだいた年金基金の皆様、個人投資家の皆様、年金基金の八十八万人と言われる受給者の方、加入者の皆様に深くおわび申し上げます。さらに、このファンドの受託銀行、他社の投資顧問会社の皆様、国民の皆様に、このような事態を引き起してお騒がせをし、御迷惑をお掛けしましたこと

を深くおわび申し上げます。大変に申し訳ございました。

今考えると、なぜここまで損を出し、現在のような悲惨な状態になるまで続けてしまったのか。

いつも運用に対する心配と不安を抱えながら、お客様にも、社員にも本当の運用状況を告げられずに、早く有効な運用をして元に近づけよう、戻そうと必死になり、戻せるという自信から相場と戦つてきましたが、このような結果となってしまいました。

ただ、人をだまして自分の個人の金を増やそうとか、自分個人がもうけたいと思つてやつたことは一切ありません。年金基金のお金という重さから、基金の皆様に損をした状態で終わらせたくないという思いと、絶対に終わらせてはならないという思いから、が重なりまして公表に踏み切ることができませんでした。私をかわいがつていただいたお客様、親しくしてくださった年金基金の皆様に、また多くの知人に御迷惑を掛け、大変申し訳なく思つて次第でございます。

今の私にできることは、残有財産を公正かつ平等にお客様にお返しすることが責務だと思つております。全受益者の方々から返金を求める合意ができるおりで、聞いておりますので、真摯に対応していきたいと思つております。

○委員長（尾立源幸君） ありがとうございます。

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

た。

次に、西村参考人にお願いいたします。西村参

考人。

○参考人（西村秀昭君） アイティーエム証券の代表取締役をしております西村でございます。

まず、年金基金及び加入員の皆様、そのほかたくさんの方々に御迷惑をお掛けしていることを深くおわび申し上げます。

新聞報道があつた二月二十四日以降、営業マンたちと手分けして、全国ほぼ全てのお客様におわびと状況説明をしてまいりました。残念ながら、A.I.J.投資顧問からの情報が、業務停止中ということもあり一切情報がない中で、新聞記事を頼りに説明してきたために、一部誤ったところがあつたかもしれません。この場をお借りしましておわび申し上げます。

この一、二週間の間に、徐々に残余財産の額や内容が明らかになつてきました。お客様への返還が公平かつ公正に行われるよう、関係各位の皆様と協力しながら、引き続き一生懸命やつていきたいと思つております。今後ともよろしくお願ひします。

○委員長（尾立源幸君） ありがとうございます。

次に、石山参考人にお願いいたします。石山参考人。

○参考人（石山勲君） 東京年金経済研究所の代表をしております石山でございます。

A.I.J.の件に関しましては、事実を明らかにしてほしいというのが現在の最も強い心情であります。事実が分からないと、これまで取つてきました私の考え方や行動について検証することもできません。

年金基金を含め、投資家は、運用会社から提出された説明資料や数値にはうそ偽りのない真正なものであるという前提に立つて説明を聞いております。A.I.J.からは、リスクヘッジをしているので、いわゆる伝統的資産と言っている株式や債券との相関が低いという説明を受けておりました。

オルタナティブ投資をする理由の一つは、伝統的資産との相関を低くするというところにあります。

年金資産の運用に当たつては、株式や債券といった資産そのものの分散や、運用戦略、運用手法の分散も行って、予定収益の達成を目指すにはどのような組合せにしたらリスクを抑えられるか、様々な組合せを比較考量しながら方針を決めていくわけであります。オプションを使った戦略も、年金基金において分散投資をしていく上での一つの選択肢であると考えておりました。

また、現実の問題として、年金基金の資金を管理している信託銀行においてもこの状況を見付けられなかつたということでありまして、私も含め、

年金基金においてもこのような不正が行われていたことを見抜くことはできませんでした。
年金基金においては、資産運用に関する意思決定は特別に重要なものであるというふうに考えております。意思決定に当たられている役員の方々は、長年厳しい経済環境の中で培われてきた経験から、実体経済に対する感応度は非常に高いものがあります。
経験に基づいて比較考量し意思を決定していた場合に最も大切なことは、分かりやすい説明をするということであります。コンサルタントの重要な役割は、意思決定の過程で十分な議論が行われるよう、助言並びに支援することにあると考えています。
最後に、投資家の皆さんに早急に資金を返還していただきたいと、こういうふうに考えております。
以上です。

○委員長（尾立源幸君） ありがとうございます。

次に、渡邊参考人にお願いいたします。渡邊参考人。

○参考人（渡邊勇雄君） 私は、栃木県建設業厚生年金基金理事長の渡邊勇雄でございます。

本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

【未定稿】

早速ですが、A I Jの採用の経緯についてあります。

当基金では、平成十六年十一月に初めてアイテイー・エム証券よりA I Jの資産運用についての勧誘を受けました。当基金では既に解散について検討されており、運用市場も順調だったことから採用は見送つておりました。その後、金融市場の変化やマーケットの変動幅等も考慮しながら、三年間にわたりA I Jの運用実績を観察しつつ、併せて運用プロセス、運用戦略及び市場分析により、リスク管理等についてA I Jの社長など関係者から説明を受けておりました。その結果、多様化する資産運用の一つの手法として、当初は一億円から始まり、平成二十三年十月までに元本四十五億円まで増額したものであります。この間、金融庁による業務停止命令が報道されるまでA I Jの運用報告を信用したもので、私どもへの運用手法、リスク管理の説明とは大きな隔たりがあつたことが判明した現在は、運用委託当初からだまされていたと強く感じております。

次に、当基金の現状でありますけれども、平成十五年十一月に足利銀行が経営破綻した翌年に、財政再計算の結果、掛金引上げ若しくは給付減額か選択せざるを得ない状況になりました。当時の業界の状況では負担増に耐えられないとの結論に達し、給付減額で対応をいたしました。平成十七

年十一月には、厚生労働省関東信越厚生局へ基金解散の事前申出を行いましたが、基金解散理由の基準における内規、加入事業所の五〇%が赤字であることに対象しないことで門前払いをさせられました。赤字計上するには入札契約制度上不利益となるという業界特有の事情も考慮されず、画一的にわたりA I Jの運用実績を觀察しつつ、併せて運用プロセス、運用戦略及び市場分析により、リスク管理等についてA I Jの社長など関係者から説明を受けておりました。その結果、多様化す

る企業収益も悪化の一途をたどつており、これ以上掛金の負担増には耐えられない事業所の経営状態となつております。

最後に、本事案が発生した要因と再発防止についてであります。

平成十八年の金商法改正による投資運用業者の規制緩和により、当然その反対側にあるべき管理制度の甘さが被害を拡大させた要因の一つであるとも考えております。また、昭和四十一年にこの基金制度が始まつて以来、経済環境、運用環境が大きく変化し、制度疲労を起こしているにもかか

わらず抜本的な改正がなされず、その場しのぎの対症療法でしか対応してこなかつたことが、いろいろな要因が複合して今回の事案が発生したものと考えております。

地方の経済の困窮がこのような状況になりますと、倒産した企業の分まで連帶して負担しなけれ

ばならない現状では、残された企業も同様な道をたどることになるため、業界全体が再起不能の事態に陥り、現在クローズアップしております災害対応空白地域になりかねず、是非とも、今般の事案に関して、加入している事業所の負担にならないようお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長（尾立源幸君） ありがとうございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○参考人（西村秀昭君） これまで参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

○蓮舫君 質疑のある方は順次御発言願います。

まず、西村さんにお伺いをいたしますが、A I Mグローバルファンドの監査報告書、見ないで浅川さんにお渡しをしておりましたが、何と言われたんですか。

○参考人（西村秀昭君） 見ないでそのまま八階に持つてくるようになります。

○蓮舫君 疑いましたか。

○参考人（西村秀昭君） 特にそのときの気持ちは今しつかりと記憶をしておりません。今、しつかりと記憶しております。

○蓮舫君 資料十一ページ、これは初年度は偽造していないんですね。二年目はA I J作成、H S BC作成の純資産額、一年目から既に二十七億違

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

うんです。A I Jはここからもう偽造をしている。これ、二年目は見ていたということですが、西村さん、これ気付きましたか。

○参考人（西村秀昭君） 二年目までは見て、しかも評価、未公開株の評価ですね、そういうものを変えて資産を多く見せられないかというような話でしたので、それについては私どもの意見は述べております。

○蓮舫君 何と意見を申しました。

○参考人（西村秀昭君） 意見というのは、未公開株の評価ですね、この評価替えについて、それについて私どもの意見を申し上げたということです。

○蓮舫君 この監査報告書というのは唯一の客観的な数字で、ファンドを信託して販売しているわけですから、この数字を確認することは証券会社にとつて非常に重い意味を持つているんですが、七年間見続けなかつた、封を開けないで渡した、この間、一回も疑いませんでしたか。

○参考人（西村秀昭君） そのときは浅川社長に従わざるを得なかつたというような立場もありましたので、疑わなかつたというところになるかも知れませんが、そのまま届け出たということですね。

○蓮舫君 証券会社を担つていて方として、守るべきは顧客との信頼関係だし、顧客の財産です。

それよりも、従わざるを得ない浅川さんに従つたというのははどういうことでしようか。

○参考人（西村秀昭君） 当社が倒産の危機に陥つていたときに助けてもらつたという恩義もありますし、その後、株を当時九〇%以上実質握られていたというそういう事情もありまして、従わざるを得なかつたということです。

○蓮舫君 顧客より恩義を重視した。結果として、途中で気付いていれば、一千億以上毀損したお金を、その被害額を小さくすることができたと思いますが、今どう思つていますか、御自身の判断について。

○参考人（西村秀昭君） その後、もう一度資産の内容を変えて報告したいという、平成、二〇〇六年ごろですね、二〇〇六年ごろにファンドの基準価格を変えて出したいたいうような話がA I Jの方からありますて、そのときは断りまして、それが以降はちゃんととした運用をしている。そのときは二三%のマイナスというのを出したんですけども、それ以降はネット・アセット・バリュー、香港H S B Cから送られてくる基準価格どおりの売買をしておりましたので、その時期、安心してやつておつたということです。

○蓮舫君 浅川参考人、なぜ西村さんに開けないで持つてくるようにと命令をしたんでしようか。

○参考人（浅川和彦君） この件につきましては、

強制調査中なので、お答え控えさせていただきます。

○蓮舫君 私募投信の販売単価水増しの発覚を西村さんに気付かせたくなかつたためでしようか。

○参考人（浅川和彦君） この件につきましても、現在、強制調査中なので、お答えを控えさせていただきたいと思います。

○蓮舫君 否定はしないということですか。

○参考人（浅川和彦君） 今申し上げましたように、強制調査中なので、お答えは控えさせていただきます。

○蓮舫君 西村参考人、二〇〇九年一月以降、解約が相次いでいます、ファンドは。その理由は何だと思っていました。

○参考人（西村秀昭君） 一つはマドフ報道だと思います。

○蓮舫君 それ以外にもありますか。

○参考人（西村秀昭君） それ以外に細かいのはあつたかもしれません、まあマドフ報道だと言つていいと思います。

○蓮舫君 二〇〇九年二月、専門誌にA I Jと推定されるようなマドフ疑惑、日本におけるというような記述がありましたけれども、読まれましたか。

○参考人（西村秀昭君） 読みました。

○蓮舫君 大した記事ではないと思いましたか。

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

○参考人（西村秀昭君） 事実なら大変な記事ですね。A I J投資顧問がマドフと同じことであれば、大変な記事だと思いました。

○蓮舫君 実際にこの機関誌が発売されて、マドフ事件もありましたけれども、ファンダの解約が相次いでいた、事実なら大変なこと、これは浅川さんに事実かどうか確認をされましたか。

○参考人（西村秀昭君） このマドフの報道だけではなくて、いろいろな意見が営業マンから上がってくるたびに、浅川社長の方には確認をしておられます。

○蓮舫君 浅川さんは何と答えましたか。

○参考人（西村秀昭君） 細かい言葉は覚えておりませんが、全然関係ない、全然違つたものだというふうに答えられたと思います。

○蓮舫君 西村さんの会社の社外取締役はA I Jの監査役、つまりA I Jの経理をよく知っている立場にありますが、この社外取締役にも確認をしましたか。

○参考人（西村秀昭君） 社外取締役には確認しております。

○蓮舫君 この二年間、二十二年度、二十三年度ですが、西村参考人の会社は、新規募集ファンダはなくて相対取引を行つてきた。解約に対し、これまで買手を探すんですが、解約に対し、資金、返却資金は足りていましたか。

○参考人（西村秀昭君） 済みません、最後の方、もう一回言つていただけますか。

○蓮舫君 解約に対してファンダの資金は足りていましたか。

○参考人（西村秀昭君） ちょっとと質問の意味がよく分かりませんが、解約のときに買取りをしておいたのはA I Aのグループ、A I A、ファンダで買つているとは思つていませんでしたので、今の質問はそういう意味でしょうか。

○蓮舫君 これ、捜査で恐らく明らかになると思うので、資料が分からないので、二点だけ、じや確認させてください。

新規顧客から受託した資金あるいは増額部分の資金を運用に回さず、そのまま解約の払戻金に回したことなどはありますか、事実として。

○参考人（西村秀昭君） それについては、やはり新聞で自転車操業というふうに言っていたものだと思いますけれども、それを知ったのはこの事件が発覚した後ですので、そのときには全く知りませんでした。

○蓮舫君 私募投信を経ずに二つの国内の投資事

業組合に資金をプール、運用したまま払戻金に充當したということも知らなかつたですか。

○参考人（西村秀昭君） ええ、それについても知りませんでした。

○蓮舫君 教えていただきたいのは、相対取引で

解約に対する買手をこれ探していましたよね。そのとき、その買手に売つたファンダ価格というのはA I Jからお示しをされた数字ですか。

○参考人（西村秀昭君） そのとおりです。

○蓮舫君 そうすると、実際の基準価格は大幅に低いですね。資料十一ページにもこれはお示しをしています。二十三年度三月期、A I Jが作った虚偽の数字は二千九十九億、それに対し実際の数字は二百五十一、つまり十分の一の価格ですね。つまり、そのA I Jから示された価格で売買をしているということは、実際の価格の十倍、つまり虚偽の取引ではないですか。

○参考人（西村秀昭君） そのA I J投資顧問から示されていた基準価格が虚偽のものだという認識はありませんでしたので、一と十の売買が成立しているわけですね。価値が一と十の価格、売買が成立しているわけですから、そういうた認めは一切ありませんでした。

○蓮舫君 その認識を改める、つまり、顧客の財産を公正に、平等に運用するため、監査報告書をしつかり見て、客観的に担保されて、虚偽じゃない取引だと説明する責任がおりなんではないですか。

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

○参考人（西村秀昭君） それについてはSEC、

証券取引等監視委員会にも指摘されておりますけれども、認識していなかつたとはいえ、それをやることが証券会社としての責務であつたというふうには、重い責任を持つております。

○蓮舫君 善管注意義務、忠実義務を守らなかつたということになりませんか。

○参考人（西村秀昭君） 善管注意義務を守らなかつたということになります。

○蓮舫君 浅川さんにお伺いをいたします。

A I Jからの信託報酬について御説明いただけますか。アイテイーエムへの。

○参考人（浅川和彦君） 二〇〇三年の三月から二〇一一年の三月までに私どもがH S B Cから

ただいた管理報酬というのは、信託報酬プラスパ

フォーマンスファイです。これがトータルで四十

五億。一〇〇七年四月から二〇一一年の三月まで

にアイテイーエムに支払った金額が全額二十七億

程度だと思います。それで、あとアイテイーエム

から販売手数料としていただいたのは、これが約九億ちょっとだと思いますけどね、はい。

○蓮舫君 二〇〇三年三月から二〇〇七年三月までは信託販売の手数料はお払いしてないんですね

か。
○参考人（浅川和彦君） ちょっと、信託販売といふのは、申し訳ありません、ちょっと質問が、

済みません。

○蓮舫君 投資顧問との契約に基づくファンド信託報酬、全部で九年あつて、四年間しか払っていないということですか。

○参考人（浅川和彦君） ええ、四年間、四年間だけです、払つたのは、二〇〇七年の四月から二

〇一年の三月まで、はい。

○蓮舫君 それ以前は契約していなかつたんです

か。

○参考人（浅川和彦君） ええ、そのとおりでござります。

○蓮舫君 それ以前は、じや、そのファンドはどうこの信託会社に委託していたんですか。

○参考人（浅川和彦君） ちょっと、質問がちょっとあれですが、信託銀行、私どもがもらつた管

理報酬及び、信託報酬プラスパフォーマンスファイ

ーというのはH S B C社からずっと、二〇〇二年からいただいています。ただ、私どもがアイテイ

ーエム証券に払つたのが二〇〇七年の四月から二

〇一年の三月ということでございます。

ですから、私どもは信託報酬をもらつていますが、アイテイーエム証券に払つたという期間がそれだけだということです、はい。

○蓮舫君 西村さん、そのとおりでしょうが。四年間で二十七億。

○参考人（西村秀昭君） 済みません、金額につ

いては明確に今記憶しておりませんけれども、期間については間違いないと思います。

○蓮舫君 その算定根拠というのは何か契約で、毎年、その四年間、単年度こういうふうにお払いしますよと結んでおられましたか。

○参考人（西村秀昭君） A I J投資顧問との間の契約でよろしいですね。信託報酬の三分の一をアイテイーエム証券がいただくということにしておりました。

○蓮舫君 雑誌等の報道以降解約が相次いで、平成二十二年度、アイテイーエム証券のファンド販売収益が前期比からこれ七割減っていますね。収益もそれに引きずられて四割減つている。でも、A I Jからの信託報酬が前期比からこれ二割増えていたので、販売の減少をカバーしていました。

A I Jからの信託報酬というのは、アイテイーエム証券にとつては、その営業収益にとって非常に大きいですね、占めている比率が二十三年度はどうでした。

○参考人（西村秀昭君） 二十三年度、ちょっと済みません、手元に資料がありませんので、二十三年度というのは去年の三月までですね。それなりの収入にはなつていたと思います。

○蓮舫君 信託報酬が、二十三年度は二十二年度に比べて四五・五%減つているんです。半減されています。

【未定稿】

二十二年度も、ファンド販売が振るわなかつたから収益は減つているんですけども、A I Jからの信託報酬がそれをカバーした。ところが、二十三年度は、ファンド販売も振るつてはいらないんですけども、A I Jからの信託報酬がいきなりそこで半分になつていて。ファンド販売は実は二十二年度よりも増えているんです。信託されて売つてあるファンドが増えていて、契約上の信託報酬は半分になつていて。これはなぜでしょうか。

○参考人（西村秀昭君）　途中でA I J投資顧問と契約が変わつておりますて、当初、信託報酬、

A I Aですね、A I Aが受け取るのはファンドの一・五%、したがつて、当社は〇・五%いただくと、こういう形だつたんですけども、その後、ファンドが膨れ上がつたということで、運用成果を出すのが難しいということを浅川社長から聞きまして、したがつて、A I J投資顧問も一・五%ではなくて管理報酬を〇・七五%にしたと。その三分の一ですから、当社の収入は〇・五から〇・二五に減つたと、こういうことです。

○蓮舫君　浅川参考人、A I Jは真正のNAVで報酬を受けていたと衆議院の財金委員会で御証言されておられましたけれども、アイティーエムにお支払いするその信託報酬は真正のNAVではなくて作ったNAVに基づくものでしたか。

○参考人（浅川和彦君）　そのとおりでござります。

○蓮舫君　つまり、水膨れどんどんしていつて実態はないわけですから、払えなくなつたという見方は間違いでしようか。

○参考人（浅川和彦君）　衆議院の席でも申し上げましたが、二〇〇七年四月から約二〇一一年の三月までお支払いした額は二十七億、私どもがその間に受け取つた信託報酬及びパフォーマンスファイーは二十六億九千万ぐらいです。ですから、差つ引き、私どもの方が少なかつたということです。

○蓮舫君　いや、作成した資産がどんどん水膨れしていつて、実態はお金がないですから、払えなくなつて、更にそれで数字を作つたということはないですか。

○参考人（浅川和彦君）　ちょっと数字を作るという意味がちょっと分からんんですけど、アイティーエムに払つた、払つていた、もうお金、管理報酬をもらうお金よりも増えていったと。先ほど言いましたように、二〇一一年度、正確には二〇一〇年四月から二〇一一年三月までの段階では、先ほど半分に減つていると申し上げましたけど、管理報酬を〇・五から〇・二五に下げましたけど、

うことでございまして、半分に減つたと、こういうことでございます。

○蓮舫君　西村参考人にお伺いします。

A I Jとの関係は親子関係、九〇%以上の株をA I Jが握つていて、これもう少し説明いただけますか。今もそうでしょうか。

○参考人（西村秀昭君）　親子というのは言い過ぎだつたかもしませんけれども、当社の株主、投資事業組合が二つ大株主になつておりますて、これを実質的に管理しているのがA I J投資顧問ではないかというふうに思つていています。したがつて、以前は九〇%以上ありましたけれども、現在八〇%程度になつていて思ひます。

○蓮舫君　実質的に管理つてどういう意味でしょうか。

○参考人（西村秀昭君）　ファンドの投資家といふのは転々変わつていて、ようなんですけれども、そのファンドの権利行使といいますかは実質上浅川社長がやつているのではないかというふうに思われるわけです。

○蓮舫君　営業利益、経常利益共に大きく落ち込んだ二十三年度、西村参考人、大量の自社株買いをしていましたね。幾ら買いましたか。

○参考人（西村秀昭君）　済みません、ちょっと今手元に資料がありませんけれども、三億か四億がそれによつて二六・五%減つて十一億、総資産

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

が十三億減っています。なぜ自社株を買うんでしょ
うか。利益が減つて収益が減つて、本来体力を温存しなければいけないのに、なぜ株を買つたん
でしようか、こんなに大量に。

○参考人（西村秀昭君） その年だけではなくて、
毎年自社株買いを続けておりまして、これは増資
を繰り返した結果、かなり発行株式数が多くなり
ましたので、剰余金の範囲内で買入れ消却をする
と。これは株主還元の一環としてやつたものであ
りまして、A I Jの意向とは関係ないところにあ
ります。

○蓮舫君 いや、毎年そんなに大きな変動、株買
いはしていません。二十二年度は動いていないも
のが二十三年度になって動いている。ミレニアム
投資事業組合の株四千二百株を全部買い取つてい
る。結果、ここは株主から撤退をしている。シグ
マキャピタル投資事業組合株約三万、ディバーシ
ファンド投資事業組合約二万五千株、合わせて六
万株をアイティーエムの自社株、実際、アイティ
ー エム証券の自分の資産を十一億減らしている。
この大きな二つの投資事業組合は浅川さんが實
質的に管理をしている。つまり、御社の収益、營
業がどんどん悪くなつて、いつかうそがばれるん
ではないかと疑われるようなときに、あえて自分
の資産、これは年金基金で蓄えたものですが、そ
れをその浅川さんの関係がある、実質支配してい

る事業の株を買つているというのは、お金をこれ
逃がしたと疑われませんか。

○参考人（西村秀昭君） あくまで、自社株買い
のルールがありまして、剰余金の範囲内でやると
いうことになつておりますので、それで毎年続け
てきたわけけれども、今のような、これは全
株主に買入れ償却の御連絡をしておりますので、
その応募のあつたところから順次やつておると。

今は、御指摘の年前、その前辺りは、A I J
投資顧問ではなくてほかの株主から買入れ償却の
請求があつて応じておるということですので、私
が思う限りでは、A I J投資顧問に収益を逃がし
たということは思つておりません。

○蓮舫君 浅川参考人、お伺いいたします。

九年間の中で、利益を出せる、つまり戻せると
自信があるからこのような結果になつたと冒頭お
つしやつておりましたけれども、いつ戻せるとい
う自信でした。

○参考人（浅川和彦君） いつ戻せるという、い
つというのがちょっと私にはちょっと答えられな
いんですが、はい。

○蓮舫君 いつ戻せるかという根拠のない自信に
年金基金は預けられたということでしょうか。

○参考人（浅川和彦君） 私の言つている期間と
時期を申し上げているだけで、実際、衆議院のと
きにも申し上げましたけれども、財務委員会のと

きに申し上げましたが、やつぱり一〇〇九年の九
月のリーマン・ショック、去年の震災のときでも、
結局そういう大きな変化があつたときに負けてい
ないということがちょっと私にとっては下げられ
なかつたという大きな理由だったと思います。

○蓮舫君 大きな変化があつたときに負けていな
いというのは、それ月の話なんですね。通年を取
つたら負けているんじゃないですか。

○参考人（浅川和彦君） 結果的には負けており
ますが、通年取つたということでいうと、もうそ
のとおりでございます。

○蓮舫君 九年間で千九十二億損失を出していま
すね。

これ、きちんと情報開示していれば、顧客は解
約をするなり自身の財産を守るために動きに出る
ことができた。その情報を出さない。つまり、顧
客が知り得ない情報を自分だけが保有して、見え
ないバブルのような自信に支えられて、結果とし
て九年で一千九百億もの損失を出したということ
は、だましたんぢやないですか。

○参考人（浅川和彦君） だましたという認識は
一切ありません。

○蓮舫君 渡邊参考人にお伺いします。
今伺つて、だましていないということですが、
だまされたという思いは強まりましたか、それと
も、あつ、違つたなど思つておられますか。

【未定稿】

平成24年4月3日 財政金融

○参考人（渡邊勇雄君） 私どもは、詐欺以外の何物でもないというふうに感じております。

○蓮舫君 浅川さん、どう思われます。

○参考人（浅川和彦君） 詐欺というのは、私が自分がお金を取つてどうのこうのしてやるということであつて、誤解を与えたという面においては深く反省しております。

○蓮舫君 渡邊さん、誤解だと思いますか。

○参考人（渡邊勇雄君） 当初から、運用実績を改ざんして事実を公表せず解約資金に回していたということで、契約どおりの運用をしていなかつたということで、全然そういうふうには感じておりません。

○蓮舫君 ここまで言われても、詐欺ではない、だましていないということでしょうか。

○参考人（浅川和彦君） 解約に回していくと今話がありましたが、これを解約に回していくわけではありません。ですから、一部報道の、この二ヶ月間にわたる報道の中でのかなりの認識の違いというのはあると思いますし、実は、確かに、私どもが募集したときの判断につきましては、全部真正の中でやつております、新規募集につきましては。ここだけは言つておきたいと思います。

○蓮舫君 事実と全然違うリターンで顧客を募集をしていたし、それを報告していたのを、それをうそと言います。

最後に伺います。

投資に損は付き物で絶対もうかるというのはない、これは分かつています。今回の御社が引き起こした一千九十億を超える損失は、これは御社の責任ではなくて預けた投资基金の自己責任だとお考えでしょうか。

○参考人（浅川和彦君） この責任がどうかといふことにつきましては、運用に関しては私ども責任あります、当然。しかも、運用で失敗したという事実も私どもに責任あります。これと運用責任ということを是非申し上げておきたいと思います。

○蓮舫君 ありがとうございました。

最後に、西村参考人、いろんなものを今回失つたと思います。証券会社の社長、これまで自分が培つてきたもの。改めて、浅川参考人をお訴えするというお気持ちもありますか。

○参考人（西村秀昭君） 事実が全部明らかになつた場合には、全くおっしゃるとおり、当社の社員たちも全ての状況が一変したわけですから、それについては弁護士と相談して何らかの対応をしたいというふうには思っています。

○佐藤ゆかり君 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。

まず、投資事業組合についてお伺いしたいと思いますが、この二つの投資事業組合、そしてまた別に、ケイマンのファンドには子会社で、英領バ

ージン諸島に今子会社がそれぞれサブファンドの下につながっている構図になっているというふうに認識しておりますが、誰の運用指図によつて、まず投資事業組合への出資行為というのはA I Mグローバルファンダからなされたのか、浅川参考人、お願ひします。

○参考人（浅川和彦君） これはA I Aが指示出しております。つまり、指示出すのは、基本的に運用指示というのはA I AからA I J投資顧問ですから、どのファンダあるいは運用指示についても、常に管理会社であるA I Aから指示出しております、H S B Cに対してですね。

○佐藤ゆかり君 それでは、この二つの投資事業組合ですけれども、A I Mグローバルファンダから出資したその持分の簿価評価は幾らでしたか、浅川参考人。

○参考人（浅川和彦君） 合計で百八十一億だと思います。

○佐藤ゆかり君 その簿価評価は誰が行つていましたか、浅川参考人。

○参考人（浅川和彦君） これは、全部H S B Cが中を投資の中身として全部把握していると思います。

○佐藤ゆかり君 把握をしているではなくて、簿価評価を行つた、作成したのは誰ですかと聞いています。